

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 12 月

金融法務

シンガポール・ フィンテック・フェスティバル について

弁護士 [金木伸行](#)

1. はじめに

皆様は、シンガポール・フィンテック・フェスティバル（以下「SFF」といいます。）をご存じでしょうか。

SFF とは、シンガポールの金融規制当局である Monetary Authority of Singapore¹（以下「MAS」といいます。）、金融・テクノロジーの国際団体である Global Finance & Technology Network²（以下「GFTN」といいます。）及び FinTech、イノベーション、ESG 等の分野におけるグローバルのイベント企画事業者である Constellar³の共催で開催される金融分野・FinTech に関するグローバルのイベントです。世界各国の金融規制当局、金融事業者及び FinTech 事業者等が参加しており、昨年 2024 年は、134 か国から 6 万 5000 人以上が参加しました。また、SFF の開催に合わせて様々なサイドイベントが開催されており、SFF 及びサイドイベントにおいて、最先端の金融サービス、金融分野におけるイノベーション、最新の金融規制の動向等が披露されます。また参加者によるネットワーキングにより新たなイノベーション・ビジネスが生まれる機会ともなっています。SFF は、毎年開催されており、本年で 10 周年を迎えました。

弊職が本年の SFF に参加いたしましたことから、以下では、本年の SFF の状況についてご紹介してまいります。

¹ <https://www.mas.gov.sg/>

² <https://gftn.co/>

³ <https://constellar.co/>



(SFF 開催 10 周年を祝う会場の表示)



(SFF 開催初日のシンガポールの街中 (Boat Quay))

2. SFF2025について

(1) 総論

本年のSFFは、2025年11月12日から14日の3日間、Singapore EXPOにて開催されました。

本年のSFFにおいても、例年どおり、多くのセッションが実施され、多くの国、国際機関、金融事業者等のブースが展開されていたのですが、中でも①デジタルアセット⁴、②AI及び③量子コンピューターをテーマとしたものが目立ちました。このうち、③量子コンピューターについては、研究開発の途上ということもあり、今後の金融分野への活用や影響といったような将来の展望について言及される内容となっていました。他方で、①デジタルアセット及び②AIについては、金融分野におけるビジネスへの実装段階を迎えており、③に比してより実践的な内容のセッションや今後のサービス展開について言及されていました。本稿では、本年のSFF開催前及び期間中に多くの事業者等から発表がなされた⁵、①デジタルアセットにフォーカスして解説いたします。

(2) デジタルアセットの展開について

まず、デジタルアセットといつても、暗号資産、Stablecoin(以下「SC」といいます。)、Tokenized Deposit(トーケン化預金。以下「TD」といいます。)及びCBDC(Central Bank Digital Currency. 中央銀行デジタル通貨)など様々なものがありますが、本年のSFFにおいては、米国でGENIUS法⁶が成立したこと等もあり、注目度が高く、多く事業者から特にSC及びTDをテーマにしたセッション並びにこれらをサービス提供する事業者及び当該サービスに関連する事業者のブースが目立ちました。

SCについては、米ドル建てのものを中心に世界各国で発行量が急激に増加しており、SCを活用した新たな金融商品の組成⁷も行われ始めております。SFFのあるセッションにおいては、日本、米国、EU、シンガポール、香港⁸等の主要通貨を発行している国や金融マーケットにおいて法規制が整備されたこともあり、従前のような“Regulatory on Arbitrage”を行うことが難し

⁴ 本解説において、「デジタルアセット」という用語を、ブロックチェーンを活用した決済手段や金融商品を総称したものとして使用いたします。

⁵ 日本における代表的な発表としては、[金融庁「決済高度化プロジェクト（PIP）の設置について」](#)、同「[「FinTech 実証実験ハブ・決済高度化プロジェクト（PIP）」支援決定案件について](#)」が挙げられ、海外における代表的な発表としては、[Citi “Citi Achieves Industry First: Integrating Citi® Token Services with 24/7 USD Clearing for Real-Time Cross-Border Payments and Liquidity Management”](#)、[DBS “DBS and Kinexys by J.P. Morgan to develop framework for interbank tokenised deposit transfers across multiple blockchains”](#)、[J.P. Morgan “First bank issues USD deposit token on a public blockchain”](#)が挙げられます。

⁶ 正式には[“Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act of 2025”](#)といい、米国において制定された初の包括的なステーブルコインに関する連邦法による法令となります。

⁷ 代表例としては、Circle社の発行する米ドル建てのSCであるUSDCを活用したBlackRock社による“BUIDL”が挙げられます。

⁸ EUにおいては、通称“Markets in Crypto-Assets Regulation (MiCA)”、シンガポールにおいては、“[MAS Response to Public Consultation on Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-related Activities](#)”、香港においては、“[Cap. 656 Stablecoins Ordinance](#)”

くなる、すなわち、国や地域ごとの法令の差異を利用して有利な事業活動、取引を行うことが難しくなる、との指摘がなされていました。今後は各国で整備された法規制の枠組みの中で、SC をどのように活用していくか、という段階に移行したものと思われます。SC における課題としては、主として金融犯罪対策や AML/CFT 対応が挙げられておりました。

なお、各国のステーブルコインや暗号資産に関する法規制の整備の状況については、金融安定理事会 (FSB) の [“Thematic Review on FSB Global Regulatory Framework for Crypto-asset Activities”](#) や国際通貨基金 (IMF) の [“Understanding Stablecoins”](#) に分かりやすくまとまっていますので、ご参照いただければと思います。

TD については、SC とは一線を画し、銀行における既存の預金を活用した送金手段として注目されています。TD については、預金に係るトランザクションデータをトークンで管理すること等に伴う特有のリスクが存在することから、一部法域では既存の預金に関する法規制に加重した法規制を整備することも検討されていますが、主要国においては、基本的には既存の預金に関する法規制で対応しようとしているように思われます。

また、TD については、TD に関するサービスを提供する銀行間での相互運用性や既存の預金の仕組みを前提に開発された勘定系システムとの連携・接続が課題として挙げられております。

SC 及び TD ともに海外送金等において、迅速化、低コスト化が期待されており、今後も世界各国で新たな実証実験や実装が進められており、より注目度が高まっていくことが予想されます。

2. おわりに

以上が本年の SFF のご紹介となります。来年は、11月18日（水）から20日（金）の期間に開催されることが予定されております。グローバルでの最先端の金融サービス、金融分野におけるイノベーション、最新の金融規制の動向等についてご関心のある事業者様におかれましては、来年の SFF にご参加されることをご検討されてはいかがでしょうか。

弊所におきましては、金融機関をはじめとする事業者の皆様に対し、グローバル金融やデジタルアセット等金融法務に関する法的助言等を行っており、これらの分野に関するご質問・ご相談等ございましたら、弊職又は弊所までご連絡いただけますと幸いです。

【執筆者】



金木 伸行（弁護士）
E-mail: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

早稲田大学法学部卒業、早稲田大学法科大学院卒業、2018 年弁護士登録。都市銀行法務部への出向経験を有し、金融規制法に関する法的助言を始めとする金融分野に関する案件を主として取り扱っているほか、近時はグローバル金融やデジタルアセットに関する案件を多く担当する。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報 : news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。